

F. I. ニートハンマーの「近代的」陶冶論

—— 個性原理と実力原理について ——

川 瀬 邦 臣

1 はじめに

一般的に言って、18世紀から19世紀への世紀転換期前後のドイツ諸領邦の教育界においてその発言力をもっとも増していた人文主義教育（思想）家たちが開陳した陶冶論の多くは、その当時のドイツ諸領邦君主がその身分制的絶対主義体制を堅持するための補強策として行われていた台身分教育（Standeserziehung）の徹底およびその枠内で実施されていた個別職能教育（spezielle Berufsbildung）の強化に対する鋭い批判として展開されたものである⁽¹⁾、とおおむね評価しても差し支えないであろう。

その場合、彼ら人文主義者の多くは、自己活動（Selbsttätigkeit）、自立・独立（Selbständigkeit）、個性（Individualität）、自発性（Spontaneität）、自己決定（Selbstbestimmung）などの「近代」的概念をその理論展開の中核的位置に据えつけ、台身分教育を批判することによって身分制的絶対主義体制と対決するための理論的武器としてこれらの概念を用いたのである。19世紀初頭におけるバイエルン王国の教育改革に貢献したニートハンマー（F. I. Niethammer 1766—1848）も、その基本的見解からみてこのような人文主義教育家の著名な一人であり、身分制社会においては封建的諸制約（例えば、領主制やツンフト規制などの制度）という圧力によってそれらの自由な展開が阻止されていた諸個人の「個性」と「自己決定」の重要性に着眼して、彼らの当面の垂延の的である近代教育の実現を展望していたのである。

筆者は、前稿において、1808年にニートハンマーによって起草され1816年に挫折させられた

バイエルンの学校制度改革構想の性格と意図について明らかにした⁽²⁾が、本稿では、前稿で取り残された研究課題のひとつ、すなわち、彼の学校制度改革構想の基底に流れている陶冶論の「近代性」＝「近代」的性格を究明しようと思う。

近代市民社会の形成者の育成をその窮極的で最重要のねらいとしていたと考えられるニートハンマーの陶冶論の近代的陶冶論としてのメルクマールは、次の点にあるように思われる。すなわち、まず、封建制社会を維持する一つの重要な機能としての台身分教育を否定するために個性原理（Individualitätsprinzip）という理論的装置をもち出し、更には、台身分教育に代わる新たな教育を進展させるために実力原理（Leistungsprinzip）を近代教育の成立・推進要件として考え出し、もって身分制的絶対主義体制から近代市民社会への質的転換を図ろうとした点にある。約言すれば、実力原理を梃にして近代市民社会の成立・形成の担い手の育成をねらった点にあるのである。この両原理に窺い知ることができるニートハンマーの陶冶論の「近代」的性格、ことに彼の能力主義的発想の思想的構造をこの両原理の分析を通して明らかにすることが、本論稿の主要な研究課題である。

2 個性原理（Individualitätsprinzip）

諸先行研究がすでに示しているように⁽³⁾、ニートハンマーの陶冶論には、当時のドイツ思想界において極めて影響力の強かった理想主義哲学、とりわけカントの批判哲学の影響を濃厚に窺い知ることができる。また、元来講壇神学者でもあったニートハンマーの合理主義神学者と

しての主張も彼の陶冶論の随所に強く看取することができる。このことは、本節でこれから論述しようとする彼の「個性」概念や「自己決定」概念についても言い得ることである。

ニートハンマーの「個性」概念は、当時のバイエルンの身分制社会の閉塞・桎梏からの諸個人の脱出・解放をめざすのに必要な諸個人の内的条件一般として観念された包括的概念である⁽⁴⁾。このように諸個人の内的条件一般を包括する概念として把握されている「個性」は、その所有者たる諸個人の主体的・能動的な思考や行動を惹起させる力を内在しているものとして想定されている。ニートハンマーは、このような能動性・主体性を属性としてもつ「個性」の力に全幅の信頼を寄せて、身分制社会を批判する原理を「個性」に見だし、身分制的絶対主義体制の存立を左右する身分制原理に「個性」を対峙させたのである。

しかしながら、ニートハンマーは個人相互間の「個性」の差異を認め、更に、「個性」には優劣があることをも認めているのである。したがって、「個性」概念に包括される素質（Anlage）、能力（Fähigkeit）、才能（Talent）、適性（Geschick）、傾向（Neigung）などのような個人の内的条件は、当然、個人間に差異があり、優劣がある、と彼は見做しているのである。個人の内的条件の差異や優劣は「神の多様な贈物」であるから、それに差異や優劣があることは当然であるという神学的論拠に基づいて、ニートハンマーは「個性」には優劣があることを当然視していたのである⁽⁵⁾。「個性」の優劣を前提視する彼の見解は、否定されるべき身分制社会が崩壊したのちに來たるべき新たな社会の秩序体系がその社会の構成員間の「個性」の優劣によっておのずから組み立てられるであろうという期待（展望）を予示しているものと考えられる。

思うに、封建的身分制社会においてその社会を維持・安定させる機能の一つとして行われていた合身分教育にあっては、個々人の「個性」は全く無視されていたか、或いはたとえそうでなかったとしても封建的諸制約の枠内から逸脱しない限りにおいて認められていた（その具体的な教育政策としては、個別職能教育の実施が

挙げられる）かのどちらかであった。

ニートハンマーは、他の人文主義教育思想家と同様に、このような個々人の「個性」を無視して行われていた合身分教育を批判する意図を抱いてその陶冶論を披瀝したのである。彼は、「個性」を復権させることによって、換言すれば、個々人の「個性」と身分制社会との関係を原理的に転換させることによって、合身分教育を批判し、個々人の「個性」の十全な展開が期待され得る社会をきりひらこうとしたのである。つまり、批判されるべき身分制社会においては「個性」は全く無視されるか、或いは身分制の社会関係を保持するという目的に「個性」が馴致させられるかのどちらかであったのに対して、ニートハンマーは、身分(Stand)、階層(Klasse)、出自・素姓(Herkunft)などの封建的束縛になんらかかわりなく個々人の自由な「自己決定」を通して「個性」の十全な展開を図る教育を実施することによって新たな社会の実現を展望しようとしたのである。そして、個々人の「個性」を伸長させるのにもっとも基本的で重要な要件は、何よりもまず個々人に「自己決定」の力をつけることである、と彼は考えていたのである。

それでは、ニートハンマーが重要視した「自己決定」概念とはいかなる内実をこめられた概念であろうか。換言するならば、彼は「自己決定」概念にいかなる意味づけをしてその重要性を強調したのであるか。

ニートハンマーは、個人が自己の内的条件（彼の用語で言えば、素質・才能・熱意・努力・傾向・適性など）以外のなんらの規制を受けることなく自己の自由な意思のみに基づいて主体的に自己の行動や思考を律することができることに「自己決定」の意義を見だしていたのである。諸個人がこのような「自己決定」の力をもつことによって主体的・能動的な思考や行動をとることができる自立の人間になることは、ニートハンマーにとって垂涎的であり、焦眉の課題であったように思われる。諸個人が「自己決定」の力をもつように教育することが何よりも肝要な教育課題である、と彼は考えていたのである。更に言うならば、後述するように⁽⁷⁾、この課題を解決することは、バイエルン国家を身分制国家から市民国家へ変革するのに有効か

つ必要な手だてとなる、と彼は認識していたのである。

ところで、ニートハンマーは「自己決定」に二つの現実批判的意図をこめていたように思われる。まず第一に、個人の「個性」を無視していた眼前の社会を批判しようとした意図が挙げられる。当時の現実の社会（身分制社会）においては「自己決定」の主体である諸個人の自由な思考や行動は全く認められておらず、「個性」の自由な展開も許されるべきものではなかった。身分制社会は、個々人の「個性」を無視するか或いは既定の社会秩序に個々人の「個性」を馴致させるだけの社会であり、個々人が自己の「個性」の展開を十全に果たし得る社会ではなかった。ニートハンマーが眼前にしていた社会が個々人の存在価値を身分制国家の財政的・軍事的目的から見た有効性によってのみ評価する社会であった以上、個人の「個性」をたとえ無視してでも現実の社会の維持・安定を図ることが最優先と考えられていた。一例を挙げれば、台身分教育の一環として行われていた個別職能教育は「個性」無視の職業教育にならざるを得ず、身分制国家の秩序の強化に拍車をかける教育以外の何ものでもなかった。このような現実の教育に対して、ニートハンマーは「個人の職業はその個性によってのみ規定され得るものである」と主張して、職業と個性との関係を原理的に転換することを強調したのである。この一例に限らずに一般的に言うならば、現実の社会的制約と個性との関係の原理的転換を図るための重要な理論的装置として「自己決定」概念が指定されているのである。要するに、「自己決定」は、身分制的諸制約と個性との関係を原理的に転換し、もって個性を十分に展開させるのに欠くことのできない概念装置であった、と考えられる。

第二に、個々人が「自己決定」に基づく自由な思考や行動をとることができる力をつけ、もって「自己決定」を阻害している社会的諸制約に対決し、それを撤廃する、という意図がこめられていたように思われる。更に積極的に言うならば、「自己決定」に基づく思考や行動が社会的に承認され得るような社会、つまり「自己決定」主体の集団保障体制としての社会を展望

し、きりひらくのに不可欠な理論的アパレートとして設定された概念でもあった、と考えられる。この意味で、「自己決定」のこの第二の現実批判的意図は、先に述べた第一の意図をより積極的に言い表わす意図と考えられる。しかしながら、この第二の現実批判的意図は、「自己決定」の論理の更に積極的な表現である実力原理〔後述〕にこめられていると考える方が正鵠を射ている解釈であろう。それはともかくとして、諸個人のフライ（frei）な一身分制的諸制約に拘束されない意味で自由な一「自己決定」の力をつける教育を実施し、もって身分制社会を克服しつつ自立的人間の社会を形成すること、このことをニートハンマーは陶冶論において強調してやまなかったのである。別言するならば、個人の自由な思考や行動の前提的要件となる「自己決定」を阻害している身分制的・階層制的諸制約という二重の封建的枠から諸個人を解放し、自立的人間（市民）として必要不可欠な「自己決定」能力の発現を助成・促進し、もって自立的人間へと諸個人を自立させることをニートハンマーは意図していたのである。

3 実力原理（Leistungsprinzip）

ニートハンマーの陶冶論に看取されうる個性原理は、個々人の「自己決定」より発する思考や行動を決定的に拘束していた社会的束縛から個々人を解放するためのいわば方法原理であると同時に、批判・超克されるべき社会（身分制社会）に代わる新たな社会における個々人の活動それ自体の目的を方向づけるいわば目的原理でもあった。ニートハンマーの個性原理は、封建的身分制社会を批判する論理における重要な原理であると同時に、脱身分制社会が拠って立つべき原理としても指定されたのである。個々人の「自己決定」を阻害している現実の社会的諸制約を「自己決定」によって払拭〔方法原理としての「自己決定」〕しつつも、その「自己決定」が貫徹されうるような社会を展望〔目的原理としての「自己決定」〕する—このように方法・目的両原理を一体的にとりこむ原理として「自己決定」は観念されていたのである。否定されるべき身分制社会から諸個人を解放する

ためばかりでなく、市民社会を展望するためにも「自己決定」は欠くべからざる主体的要件であつたのである。なぜならば、市民社会が「自立的個人のみが市民としての権利を行使できる社会」⁽¹⁰⁾である限り、市民社会の構成員として予想される個人を自立的人間にすることが必要であり、そのためには「自己決定」はどうしても必要な要件であるからであつた。

「自己決定」に基づく思考や行動の自由が保障される社会は、「思考においても、行動においても、もはや権力の後見を必要としない自律的個人」⁽¹¹⁾のいわば集団安全保障機構として機能しなければならないのであるが、そのためには、この機構の構成員たる「自律的個人」間の秩序がいかなる秩序形成原理によって確立されるべきかという問題が解決されていなければならないであろう。とりわけ、ニートハンマーが現実に直面していたバイエルンの社会秩序が市民社会以前の状態である身分制秩序であつた以上、この問題に対する解答を用意することが緊急かつ不可欠の課題であつたように思われる。

ニートハンマーの個性原理は身分制社会に対決する論理としてそれなりの有効性をもった原理と考えられるが、身分制社会を超克（それには個性原理を徹底的に深化することが必要である）することによって新たに成立する筈の社会の秩序を構成し確立するための原理を提示することが次に必要な課題となるであろう。この社会秩序構成の原理を明確に提示することができれば、新たに成立する筈の社会の形成およびその社会への編入・適応の作用として期待される教育が抛つて立つべき原則は、当然のことながら、その社会秩序の構成原理に沿っていないなければならない。より積極的な意味をこめて言うならば、ニートハンマーが現実に直面していたバイエルンの社会の実状が、対決・克服すべき身分制社会そのものであつて、市民社会の実質をそなえた社会では決してなかったことを勘案すれば、教育こそが、めざすべき市民社会の秩序構成原理を実質化する機能として大いに期待されたのである。1808年にニートハンマーが起草したバイエルン学校制度改革構想およびこの構想の思想的基礎を披瀝している同年の著作『現代の教育教授の理論における汎愛主義と人文主

義との抗争』で展開されている陶冶論は、以上に述べたような現実的な問題の解決を図ろうとして構想されたり論じられたりしたものである。

ニートハンマーは、個性原理が貫徹されうる筈の新たに創出されるべき社会を想定し、その社会を確立し維持・安定させる機能として教育に大いに期待を寄せてバイエルンの学校制度改革に腐心したのであるが、それでは、彼は、このような社会形成的機能として期待する教育の抛つて立つべき原理としていかなる原理を考え出していたのであろうか。

結論を先取りして言えば、ニートハンマーは、創出されるべき市民社会の社会秩序を整序づける新たな枠組を個性原理のより積極的表現である実力原理（Leistungsprinzip）に求めていたように思われる。したがって、彼の陶冶論や学校制度改革構想にも実力原理—実力主義的・能力主義的教育観と言い換えてもよからう—が貫徹されているように思われる。実力とは、身分制社会において個人々の自由な思考や行動を決定的に制約していた封建的・世襲的紐帯—身分・階層・出自・門閥など—とは全く無関係に、否、それらの封建的諸制約から全く自由に思考したり行動したりすることができる主体としての自律的人間の内面的条件を積極的に表現したものと解される。

身分制社会においては個人の行動や思考は、その個人本人の意思とは全く無関係な外的諸要因によって完全に規制されていた。この外的・身分制的規制を崩壊させる内的な必要条件として、ニートハンマーは「個性」の発現を促進する教育の実施を強調し、個性原理を実質化させるために諸個人の「自己決定」能力を強化することの必要性を説いたのであつた。しかしながら、封建的身分制社会を超克した上ではじめて展望され得る新たな社会＝市民社会を創出するにはこの個性原理や「自己決定」能力だけでは不十分である。新たな社会の建設にはより積極的な内的条件が必要とされる。つまり、新たに展望される社会の秩序を構成・確立するための必要にして十分な条件として、その社会の構成員としてふさわしい「自己決定」能力をもつ自立的人間の積極的な内的条件が必要視されるの

である。「自己決定」能力は身分制社会秩序をうちくずすには必要不可欠な条件であったが、新たに展望される社会の秩序を構成するには不十分であり、それゆえに、克服されるべき社会の構成原理である身分制原理と対峙でき、しかも新たな社会の構成原理としても十分な原理を定立することが必要であったのである。ニートハンマーは、その陶冶論において、教育の社会的作用として社会構成機能を期待しており、この限りにおいて教育は社会構成原理から逸脱しないように営まれなければならない。よりいっそう積極的に言うならば、教育は彼にとっては新たな社会構成原理を実質化させる過程的作用と考えられねばならなかったのである。

各個人の「自己決定」に基づく思考や行動の自由が保障される社会では、その思考や行動は各個人の内面的条件のみによって規制を受ける。この内面的条件こそ、実は、「自己決定」能力を有する人間のいわば集団安全保障機構として新たに展望される社会（脱身分制社会＝市民社会）の秩序を構成する原理となるのである。ニートハンマーはこのような原理として実力原理を定立したのである。つまり、「自己決定」能力を有する自立の人間の「実力」こそが市民社会をきりひろく必要十分条件と考えられたのである。したがって、ニートハンマーが把握する教育と社会との関係は、実力原理を媒介項として理解されなければならない。

ニートハンマーが「実力」にこめている意味内容は、素質・傾向・適性・能力・才能などの用語で呼ばれている人間の内的条件と教育などの外的作用との相互作用によって内的条件が外化されたものであり、彼の「個性」と同範疇のものをさすと考えられる。ニートハンマーは、このような意味の「実力」を擬にして市民社会の形成をもくろんだのである。身分制社会の社会関係は、個人間の実力の優劣によってではなく、個人に運命的にあてがわれた身分・階層・出自などの封建的紐帯の優劣によって秩序づけられていたのに対して、めざすべき自立の人間の社会は、その自立の人間間の実力の優劣のみによってその秩序を構成しなければならない社会なのである。実力の優劣を決する基準は実力の内容に置かれているが、これは、ニートハン

マーの学校制度改革構想に貫かれている実力原理の内容を分析することによっておのずから明らかになるであろう。

構成員相互間の実力の優劣のみによってその秩序が構成されなければならないような社会を教育によってきりひろこうとする意図は、ニートハンマーの学校制度改革構想に十分に看取され得る。このような社会の実現をめざす限り、その実現に大いに関与する教育は、実力原理が貫徹されている教育でなければならないことは言うまでもないことであろう。ニートハンマーの学校制度改革構想の特徴は、前稿で述べたように、Primärschule—Progymnasium—Gymnasialinstitut という人文主義学校系列とPrimärschule—Realschule—Realinstitut という実学主義学校系列との二系列分立の学校制度構想であった点にある。この構想には二重の意味で実力原理が貫かれていることがよみとれる。すなわち、第一に、二系列相互間に介在する分立基準として実力原理が活かされており、第二に、各系列の学校階梯間に介在する進学基準としても実力原理が貫徹されているのである。

まず第一の意味での実力原理について述べるならば、ニートハンマーは人文主義学校と実学主義学校との二系列に学校を分立させているが、この分立構想は彼の教育観、とりわけ能力観を直截に反映させたものである。前稿で論及したように、彼の基本的見解は、実学主義教育と人文主義教育とを較別した上で前者を後者に従属させる、人文主義教育の優位を説く見解であった。彼のこの見解は、人間のいわば適性・才能を Geistesidee 志向型と Naturidee 志向型との二つの型に区分し、後者よりも前者の方に優位性を認める能力観に立脚したものである。彼はこのような能力観に基づいて、Geistesidee の追求をむねとする人文主義学校系列⁽¹²⁾の優位性を強調したのである。したがって、人文主義学校系列は原則的にはすべての人間にひらかれているのであるが、実は人文主義教育に適する能力を持ちあわせていると判定された人間⁽¹³⁾のみにひらかれているのである。児童生徒の出身身分などの封建的紐帯に全く関係なく、人文主義教育に見合う「実力」を持ちあわせてい

さえすれば、実学主義学校系列より優位な人文主義学校系列への道が保障されているのである。ニートハンマーの学校制度改革構想において、二学校系列のどちらに進学するか選択が原則的に Oberprimärschule 卒業期である12歳段階で厳正な試験によって行われることになっていることは、第一の意味での実力原理の徹底化を図るための制度上のチェックであると考えられる。以上のような実力原理の分析からみれば、実力の優劣を決する基準内容はおのずから明らかとなるであろう。すなわち、人文主義教育の内容が、実力の優劣を決する基準なのである。

次に、第二の意味での実力原理について述べてみよう。各学校系列内の学校階梯間の進学および各学校階梯内の学年間の進級は厳正に実施される試験の成果に依って行われるのであるが、この試験の可否判定基準は、身分制社会において重視されていた受験者の出身階層などによる利害には全く関係なく、あくまでも受験者個人の能力に置かれていなければならないのである。「最下層の民衆から最上層の民衆のうちの才能ある者（das Talent）に、公教育機関によって達成すべき教育階梯をまっすぐに進む道が開かれている。⁽¹⁴⁾」とニートハンマーが述べているように、個人の能力次第によって学校階梯を上昇することが可能であることを原則としていたのである。在学児童・生徒のまさに「素質と能力とに応じて（nach seinen Anlagen und Fähigkeiten）」⁽¹⁵⁾すべての学校の門戸が開かれているべきであるとする、いわば実力主義的・能力主義的発想の教育観がニートハンマーには明確に看取され得るのである。

以上のように、ニートハンマーの学校制度改革構想には実力原理が二重の意味で貫かれていたのである。この実力原理に基づく平等で公正な競争を梃にして身分制社会に固有の社会的差別は撤廃され、市民社会に見合った秩序が構成され得る—ニートハンマーはこのように考えて、市民社会への変革に寄与する学校制度改革構想を「実力原理」を基軸に据えて練ったのである。

ところで、その後の近代教育の歴史過程を辿ってみれば、実力原理は、実は、資本主義的生

産関係に基づいて成り立っている近代市民社会においては、激烈な競争を惹起する、近代市民社会に特有の原理になっていったのである。実力原理に基づく「平等で公正な」競争の結果として、身分制社会における社会的差別とは異なった意味での差別、つまり市民社会に特有な社会的・階級的差別が新たに産み出されるようになっていったのである。しかしながら、ニートハンマーが現実と直面していた社会は、上述したような市民社会以前の社会なのであって、彼が近代市民社会の教育における実力や競争の論理による新たな（＝身分制的差別とは異なる）社会的差別を見越すことなどあり得なかった。むしろ、理想社会としてめざすべき市民社会は、自立的個人の平等で公正な競争が行われ得るし、行われるにちがいない社会である、といういわば予定調和的な社会展望が、ニートハンマーにはひらかれていたように思われるのである。このことは、後に述べるように、ドイツ諸領邦が自国のブルジョアジー自生の未成熟という「ドイツ的」状況を「上から」変革しなければならなかったことと決して無関係ではなかったのである。

4 市民社会の形成者の育成

封建的身分制社会を超克して新たな理想社会たる市民社会への転換を求めていたニートハンマーは、この転換を教育によって促進することをめざしていた。彼の陶冶論に看取することができる個性原理と実力原理は、彼のこのねらいを実現するための鍵となる原理であった。身分制社会の桎梏に呻吟している諸個人をその状態から解放する論理を彼はまず個性原理に求めたのである。この意味において、個性原理は諸個人が身分制社会を超克するための方法原理であった。と同時に、諸個人が身分制社会から解放された新たな社会は、諸個人がなんらの外的制約を受けることなく自己の自由な意思のみに基づいて自律的・主体的に思考や行動をとることが可能な、個性原理が貫徹されうる社会でなければならず、この意味において、個性原理は、新たに創出されるべき社会がその構成員たる自立的個人に保障しなければならない目的原理で

もあつたのである。つまり、個性原理が保障・貫徹され得る社会を個性原理を手段として創り出すという、目的と手段とを一体的に包括する原理として個性原理は定立されたように思われる。

しかしながら、個性原理を方法原理として身分制社会を超克し、もって個性原理を目的原理とするような社会を新たに展望すること—これだけでは、ニートハンマーにとってあまりにも楽観的な展望であるように思われた。したがって、ニートハンマーは、この展望をより強固で実現度の高いものにするために個性原理より更に一段と積極的な原理として実力原理を措定し、それを自立的個人とその集団安全保障体制としての市民社会との関係を律する原理と考えたのである。身分制社会においてはその社会と個人との関係が身分制（および階層制）原理によって保たれていたのに対して、身分制社会の超克の上に成立する市民社会と個人（自立的個人）との関係は、実力原理によって律しられ保持され得るし、保持されなければならない、とニートハンマーは考えていたのである。

ところで、18世紀末葉から19世紀初頭にかけてのバイエルンは、他のドイツ諸領邦の多くと同じく、身分制的諸制度を補強する諸施策によって絶対主義体制の安定を図っていたために封建的社会関係が強く存続しており、したがって自立の人間としてのブルジョアジーの自生の未成熟という特殊ドイツの状況を呈していた。そのために、仮に身分制的社会を崩壊させる諸施策がとられたとしても、その後続く社会—自立的市民の集団安全保障体制としての社会—を所謂「上から」の諸施策を通して形成しなければならなかった。モントゲラス内閣（1799—⁽¹⁷⁾1817）の下で遂行されたニートハンマーによる教育改革も、原則的にはこのような「上から」の諸施策と軌を一にするものであつたように思われる。

このような19世紀初頭のバイエルン王国の「ドイツ的」状況において、前節までに述べてきたようなニートハンマーの陶冶論のメルクマールである個性原理と実力原理とを梃とする教育の社会形成機能は、いかなる歴史的な意義および限界をもっていたのであろうか。

ニートハンマーが理想的社会として描く社会は、諸個人の内的条件を無視したり阻害したりする社会的条件による差別（現実には身分制社会の維持機能としての封建的差別）が公認されている社会ではなく、諸個人の内的条件のみをその基準として原則的に「平等で公正な」競争が行われることを公認する社会である。つまり、ニートハンマーは、社会秩序形成の機能として用いられる差別の基準を封建的差別をひきおこす社会的条件から諸個人の内的条件へと転換させ、もって諸個人の内的条件のみが社会秩序形成の基準として公認される社会の実現を期したのである。この期待を現実化させるのに有効な機能の一つとして彼が教育に特別な傾斜をかけたことは再論するまでもないことであり、その教育の具体化が、個性原理と実力原理とが貫徹されている二系列分立学校制度構想であつたのである。

この構想の制度的定着を企図して行われたニートハンマーの学校制度改革の努力は、二重の意味で「上から」の市民社会形成の施策であつた。

まず第一に言い得ることは、ニートハンマーの学校制度改革の努力はバイエルン国家を市民国家とすべく「上から」の教育政策そのものであつたことである。

次に指摘し得ることは、ニートハンマーの学校制度改革の努力は自立的市民の育成をねらつたものであることはすでに述べたとおりであるが、当時のバイエルンが自立的市民（ブルジョアジー）自生の未成熟というまさに「ドイツ的」状況を呈していたことを勘案すれば、自立的市民の育成というニートハンマーのねらいは、実際には自国の「ドイツ的」状況をまさしく「上から」近代化する指導の人材を育成する効果しか持ち得なかつたことである。彼の学校制度改革構想に看取されうる「国民の中核」⁽¹⁸⁾となるべき社会層の育成—人文主義学校系列による知識層（Gelehrtenstand）・官僚（Staatsdiener）の養成、実学主義学校系列による専門技術職・商工業経営者（⁽¹⁹⁾Geschäftsmann）の育成—というねらいは、このことをまさに如実に裏づけるものである。したがって、彼の学校制度改革の努力は、バイエルンの「上から」の近代化を推

し進める指導者の育成という域を越えるものではなく、この点に彼の努力の歴史的限界を窺知することができよう。

以上に述べたような性格と限界をもつニートハンマーの学校制度改革の努力は、前稿でも述べたように、当時のモントグラス内閣の指揮下で遂行されていた内政諸改革や殖産興業政策と同軌の政策意図から発したものであり、当初にはそれなりの期待と展望をもってモントグラス内閣当局に迎え入れられたように思われるが、モントグラス内閣の政治的性格が複雑で多面的ではあるが基本的には啓蒙の絶対主義の立場であるとするならば、ニートハンマーの見解とモントグラス内閣の立場との一致を強調することは早計のようにも思われる。したがって、両者の関係については、現時点では資料的制約もあつて、一義的な結論を下すことはできない。それはともかくとして、ニートハンマーの学校制度改革をめぐる構想と努力は、身分制の社会関係を崩壊させ、自立的市民の集団安全保障体制である市民社会をきりひろく社会層を教育政策を通して「上から」育成することをねらったもの〔ブルジョア社会の形成者育成構想〕であり、ブルジョア階級 自生の未成熟 という「ドイツ的」状況にあったバイエルン国家を近代化する先達としての人材を育成することをねらった、⁽²³⁾ いわば指導者育成構想であつたと考えられる。

註

- (1) その一例として W. v. フンボルト (1767—1835) の陶冶論を挙げることができるが、ここで述べているような合身分教育への批判としての陶冶論の性格については、拙稿：W. v. フンボルトの「一般的人間陶冶」論についての一考察—プロイセン教育改革「原理」としてみた—（『教育学研究』第39巻第3号所収、日本教育学会編、昭47）15ページ以下を参照されたし。
- (2) 拙稿：F. I. ニートハンマーのバイエルン学校制度改革構想の性格と意図—人文主義教育と実学主義教育との対立をめぐる—（『日本の教育史学』第18集所収、教育史学会編、講談社、昭50）を参照されたし。
- (3) M. Schwarzmaier : Friedrich Immanuel Niethammer, ein bayerischer Schulreformer. 1937

(Nachdruck 1974) . S. 24ff.

E. Hojer : Die Bildungslehre F. I. Niethammers. 1965. S. 84.

- (4) 以下の論述は主として F. I. Niethammer : Der Streit des Philanthropinismus und Humanismus in der Theorie des Erziehungs-Unterrichts unsrer Zeit. 1808. (Nachdruck 1968) S. 311ff に負っている。
- (5) Ibid. S. 153.
- (6) Vgl. E. Hojer : op. cit. S. 84.
- (7) 本稿第4節参照。
- (8) F. I. Niethammer : op. cit. S. 15.
- (9) Ibid. S. 320.
- (10) 長尾十三二稿：近代国民教育の論理（同編著『国民教育の歴史と論理—欧米教育史研究序説—』所収、第一法規、昭51）4ページ。
- (11) 長尾十三二：前掲稿 7ページ。
- (12) 前掲拙稿：F. I. ニートハンマーのバイエルン学校制度改革構想の性格と意図—人文主義教育と実学主義教育との対立をめぐる— 98—101ページ参照されたし。彼のこの主張は、その学校制度改革構想において Progymnasium から Realinstitut への進学を認めながらも Realschule から Gymnasialinstitut への進学を認めていない点に如実にあらわれている。
- (13) この点については、ニートハンマーは次のように述べている。「最高の陶冶のための構想は、国家市民 (Staatsbürger) のいかなる身分にも結びついていないので、Studienschule は、いかなる身分の者にとつても近寄り難いというものではない。……(中略)…… Volksschule で素質と熱意 (Anlage und Fleiß) の点で秀でており、そしてまさにそれゆえに Studien-Elemente をすみやかに挽回することを期待させるような生徒は、後に Studienschule へ進学させられ、受け容れられ得る。」〔F. I. Niethammer : Bekanntmachung über die neue Einrichtung der öffentlichen Unterrichts-Anstalten im Königreiche Baiern. 1809. (尚、本資料は、W. Hillebrecht (bearbeitet) : Friedrich Immanuel Niethammer. Philanthropinismus—Humanismus. Texte zur Schulreform. 1968. S. 68—78 に収録されている) S. 73.]
- (14) 前掲拙稿100—101ページ参照されたし。
- (15) F. I. Niethammer : Allgemeines Normativ der Einrichtung der öffentlichen Unterrichtsanstalten in dem Königreiche. 1808. (本資料は、W.

Hillebrecht (bearbeitet) : op. cit. S. 46—67に
収録されている) S. 49.

(16) E. Hojer : op. cit. S. 85.

(17) Vgl. J. Neukum : Schule und Politik. Politis-
che Geschichte der bayerischen Volksschule
1818—1848. 1969. S. 12ff.

(18) F. I. Niethammer : Der Streit, usw. S. 356.

(19) Ibid. S. 356f.

(20) 前掲拙稿102ページ。

(21) 末川清稿：ドイツにおける「改革」とウィーン体
制（『岩波講座世界歴史』第19巻所収，岩波書店
昭46）77—78ページ参照。

長尾十三三稿：ドイツにおける中等教育制度の
形成過程（梅根悟監修『世界教育史大系25中等教
育史Ⅱ』所収，講談社，昭51）40ページ参照。

(22) この点については今後の研究課題とし，他日を期
したいと思う。

(23) Vgl. E. Hojer : op. cit. S. 87.

(20, Nov., 1976)